

由良川地域森林計画書（変更）

（由良川森林計画区）

京丹波町・福知山市・舞鶴市・綾部市
宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町

計画期間 自 令和3年4月1日
至 令和13年3月31日

計画決定 令和6年1月23日

（ただし、この計画書の効力は、令和6年4月1日から生じることとする。）

京都府

■ 変更する理由

森林法第5条第5項の規定に基づき、森林の現況、社会経済状況の変動により、計画の対象とする森林の区域、森林整備に関する事項、森林の保全に関する事項、間伐の計画、林道の開設及び拡張に関する計画、保安林の整備に関する計画の変更を行います。

なお、当該森林計画変更の効力は、令和6年4月1日より生ずることとなります。

※下線部は現行計画からの変更箇所

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) [略]

(2) 面積 (R5.4.1 現在)

総土地面積 238,937ha

森林面積 184,436ha

うち民有林面積 179,792ha (うち計画対象森林 179,487ha)

(3)～(7) [略]

2～3 [略]

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位：ha

区 分		面 積	備 考
振興局	市町村		
南丹広域 振興局	京丹波町	24,758	1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。 2 地域森林計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出、また同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。 3 森林計画図の縦覧場所は、京都府農
	中丹広域 振興局	福知山市	
舞鶴市		<u>26,150</u>	
綾部市		<u>26,149</u>	
丹後広域 振興局	宮津市	11,914	
	京丹後市	<u>36,048</u>	

	伊根町	4,912	林水産部林業振興課及び関係京都府 広域振興局とします。
	与謝野町	8,009	
総数		179,487	

R5.4.1 現在

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能（注）を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保に努めるとともに、花粉発生源対策の加速化を推進します。なお、森林の有する機能ごとの対象、望ましい姿、森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めます。

（注）森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

[略]

(2) [略]

2 [略]

第3 森林の整備に関する事項

[略]

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、伐採を行う際の規範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

主伐については、更新を伴う皆伐又は択伐によるものとし、森林の有する多面的機能の維持増進を図るために、自然条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成などを勘案するとともに、伐採跡地が連続することのないよう配慮し、特に天然更新による場合は、稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を勘案して伐採を行い、特に自然環境が劣悪で、更新を確保するための伐採方法を特定する必要がある森林においては、適確な更新に配慮した択伐等の伐採方法を選択することとします。

併せて、林地の保全、山地災害等の防止及び生物多様性の保護の観点から、主伐等の実施に当たっては、保護樹帯の設置に努めるとともに、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な樹洞木や枯死木、また目的樹種以外の樹種であっても、目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとし、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて、現地に適した方法によることとします。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の促進に努めます。

加えて、放置されている人工林、竹林及び里山林については、健全な森林として維持するために、府民や企業の参画も得て、適切な森林整備を行うこととします。

ア～イ [略]

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢とは、地域の標準的な主伐時期として、森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられるものです。伐採（主伐）の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時

期に関する指標として市町村森林整備計画で定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。

市町村内の主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として、平均成長量が最大となる林齢、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を考慮して定めることとします。

[略]

(3) [略]

2 造林に関する事項

[略]

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を原則として、スギ、ヒノキ、アカマツを主体に自然条件や地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等も考慮して定めることとします。

なお、市町村森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

また、更新に当たっては、エリートツリーなどの成長にすぐれた苗木の植栽、花粉発生源対策の加速化を図るための花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。

なお、花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努めることとします。

イ～ウ [略]

(2) ～ (4) [略]

3 間伐及び保育に関する事項

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行うもので、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有した林分構造が維持され、根系の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に配慮することとします。

なお、市町村森林整備計画において定められる間伐及び保育に関する事項における指針は、次のとおりとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、林業普及指導員による地域の実状に応じた間伐方法を考慮した判断も交え、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項を定めることとします。

また、施業の効率化・省力化を図るため、列状間伐の普及促進に努めることとします。

なお、ヒノキの間伐率は、スギに比べて弱度とします。

[略]

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

[略]

表 [略]

注 ただし、4回目以降の下刈りは、必要がある場合のみ実施すること。

[略]

(3) [略]

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

保安林等、法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件等を参考にして、特に森林の有する公益的機能が高く、各機能の維持増進を図るため、施業を重点的・優先的に実施すべき「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健機能及び生物多様性保全機能維持増進森林」を公益的機能別施業森林として設定することとします。

また、公益的機能別施業森林、及び(2)に定める木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように設定することとします。

なお、各地域における具体的な森林の区分は、市町村森林整備計画において定めることとします。

[略]

イ 森林施業の方法に関する指針

森林施業の方法については、森林の有する公益的機能等の発揮に配慮して、適切な方法を選択することとします。

なお、各地域における具体的な森林施業の方法は、市町村森林整備計画において定めることとします。

[略]

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア [略]

イ 森林施業の方法に関する指針

森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化、機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様

な木材需要及び生産目標に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう、努めることとします。

また、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

(3) [略]

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1)～(4) [略]

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により搬出することとします。

イ [略]

(6) [略]

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

[略]

(1)～(2) [略]

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業従業者の不足傾向が続いており、今後の森林の有する公益的機能の維持及び森林施業の推進に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

このため、京都府立林業大学校を核として、森林・林業に関する知識と技術を備えた人材を育成し、担い手の確保に取り組みます。

若手の林業就業者を、地域林業振興の中心的リーダーとして育成するため、各種研修や講習会を開催するとともに、林業研究グループや京都府林業士会、川上から川下までの集まりである京都林・材・建青年会議所等の林業従事者の自主的な活動を支援していきます。

さらに、公益財団法人京都府林業労働支援センターによる林業就業希望者への就業前から就業後に至るまでの各種支援活動を推進し、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等、人材の確保に努めます。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善に努めます。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林整備の担い手が減少していく中、林業の機械化は作業の効率化や安全性の面からだけでなく、若い担い手の確保や生産コストの低減の面からも必須であり、地域の実情に合わせて、タワーヤーダ、プロセッサ、フォワーダ、ハーベスタ等自走式の高性能林業機械の導入及びこれらの機械による効率的な作業システムの普及を推進します。

高性能林業機械の導入に当たっては、効率的な稼働が前提であり、オペレーターの養成、林道や森林作業道等の路網の整備及び計画的でまとまりのある作業が行える体制づくりに努めます。

また、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報の提供を行うための体制整備に努め、面的な集約化の促進に努めます。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材の流通・加工体制の整備については、安定したサプライチェーンの構築を実現するために、流域を単位とした計画的な木材生産の推進により一定のまとまりのある原木を安定的に確保するとともに、原木市場等の流通拠点の整備を計画的に進めます。

また、木材の加工施設の整備及び連携利用等による加工コストの低減や、付加価値を高めるための J A S 材や集成材などの高次加工の推進、京都府

産木材で作った住宅の開発と販売など、地域としての合理的な流通・加工体制の整備に努めます。

なお、主伐材等の利用を進めるため、公共建築物等での木材利用を進めるとともに、民間建築物等での利用も推進し、併せて木材加工施設等の加工体制の整備を図ります。

加えて、京都府産木材の生産から加工、販売関係者による地域の木材関係者のネットワーク化を推進していきます。また、すべての京都府産木材が合法性確認木材となるよう、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性木材等の取扱い数量の増加等の取組促進に努めます。

(6) [略]

第 4 森林の保全に関する事項

水源の^{かん}涵養、災害の防止及び環境の保全等森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、保安施設事業の実施、保安林の指定及びその適正な管理並びに適切な施業の実施により、林地の保全を図るほか、森林の利用に当たって林地の保全に支障を及ぼさないよう、次のとおり計画します。

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

林地の保全に特に留意しなければならない森林は、山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林及び、保安林、保安施設地区の森林を含め、地形、地質、土壌、気象、その他の条件を総合的に考慮し、次のとおり定めます。

単位：ha

市町村名	面積	林班名	留意すべき事項	備 考
京丹波町	4,997.59	別表のとおり	左記の林地は、水源 ^{かん} 涵養、災害の防止等の <u>森林</u> の有する公益的機能の維持増進を	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の保安林及び飲料水・かんがい用水等の水源として
福知山市	8,450.50			
舞鶴市	5,071.09			

綾部市	6,659.14	図るため、適正な管理及び適切な施業の実施により林地の保全を図るほか開発による用途への転用は極力さけるよう留意するものとする。	依存度の高い森林。 特に生活環境保全機能及び保健文化機能を高度に発揮させる必要があるとして定められている森林。 優良造林地又はこれに準ずる天然生林。 該当箇所は森林計画図による。
宮津市	2,000.48		
京丹後市	4,982.81		
伊根町	719.37		
与謝野町	1,771.54		
総計	34,652.52		

(2) [略]

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更を行う場合

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲料水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、森林の土地の保全に十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うこととします。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発行為でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など開発行為の基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

イ 土石の切取・盛土を行う場合

法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための法面緑化工・土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他形質の変更を行う場合には、その態様に応じて

土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置をとることとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(4) [略]

2～4 [略]

第 5 [略]

第 6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

森林資源の状況、過去の伐採動向等をもとに算出した伐採予測量及び全国森林計画において割り振られた京都府の計画量を考慮し、計画期間である今後 10年間の伐採立木材積について次のとおり計画します。

単位：千 m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,460	1,260	200	758	558	200	702	702	0
うち前半 5 年分	607	507	100	333	233	100	274	274	0

2～3 [略]

4 林道の開設及び拡張に関する計画

開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量については、別表 1 のとおり定めることとします。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定については、計画区内の保安林の配備状況等を踏まえ、地域における水需要の動向、集中豪雨等による災害の発生状況等地域の実状を考慮し、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため、次のとおり計画します。

種類別面積

面積：ha

区分	水源涵養のための保安林	災害防備のための保安林				保健・風致保存等のための保安林	合計
		土砂流出防備のための保安林	土砂崩壊防備のための保安林	干害防備のための保安林	なだれ防止のための保安林		
指定	510	1,182	62	5	-	-	1,759
解除	5	100	1	-	-	4	110

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	47,300	45,473	
水源涵養のための保安林	29,760	29,505	
災害防備のための保安林	16,677	16,105	
保健、風致の保存等のための保安林	3,470	3,470	

注：総数欄は、2以上の目的を達成するために指定されている保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定/ 解除	種 類	森林の所在		面 積	うち前半 5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市町村	区域				
指 定	水源かん 養保安林	京丹波町	一円	46	23	水資源の確保	
		福知山市		242	121		
		舞鶴市		18	9		
		綾部市		16	8		
		宮津市		10	5		
		京丹後市		58	29		
		伊根町		56	28		
		与謝野町		64	32		
	小計		510	255			
	土砂流出 防備保安 林	京丹波町	一円	140	70	災害の防止	
		福知山市		550	275		
		舞鶴市		40	20		
		綾部市		36	18		
宮津市		20		10			
京丹後市		134		67			
伊根町		128		64			
与謝野町		134		67			
小計		1,182	591				
土砂崩壊 防備保安 林	京丹波町	一円	26	13	災害の防止		
	福知山市		20	10			
	舞鶴市		2	1			
	綾部市		2	1			
	京丹後市		4	2			
	伊根町		4	2			
	与謝野町		4	2			
	小計			62			31
干害防備 保安林	福知山市	一円	2	2	干害の防止		
	京丹後市		1	1			
	伊根町		1	1			
	与謝野町		1	1			

		小計		5	5		
合 計				1,759	882		

単位：ha

指定/ 解除	種 類	森林の所在		面 積	うち前半 5年分	指定又は解除を必 要とする理由	備 考
		市町村	区域				
解 除	水源かん養 保安林	京丹波町	一円	1	1	指定理由の消滅	
		舞鶴市		2	2		
		福知山市		1	1		
		綾部市		1	1		
		小計		5	5		
	土砂流出 防備保安林	京丹波町	一円	4	2	指定理由の消滅	
		福知山市		4	2		
		舞鶴市		4	2		
		綾部市		2	1		
		宮津市		2	1		
		京丹後市		60	30		
		伊根町		2	1		
		与謝野町		22	11		
	小計	100	50				
	土砂崩壊 防備保安林	舞鶴市	一円	1	1	指定理由の消滅	
		小計		1	1		
	潮害防備 保安林	京丹後市	一円	1	1	指定理由の消滅	
		小計		1	1		
	魚つき 保安林	宮津市	一円	1	1	指定理由の消滅	
		伊根町		1	1		
小計		2		2			
保健 保安林	京丹後市	一円	1	1	指定理由の消滅		
	小計		1	1			

合 計	110	60		
-----	-----	----	--	--

ウ [略]
(2)～(3) [略]

6 [略]

第7 [略]

別表2 [略]

Ⅲ (附) 参考資料 [略]

別表 開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設 拡張 別	種 類	位 置		路 線 名	延長 (m)	利 用 区 域			有 限 調 整 の 連 無 の 連	備 考	開設 拡張 の 順 位
		市区町村名	大 字			面積 (ha)	材積(m3)				
							針葉樹	広葉樹			
開設	自動車道	京丹波町	下山	木ノ谷線	180	42.98	10,061	1,781			前期
			口八田	広谷線	300	32.43	5,098	1,428			
			市森	美女山線	3,129	33.54	6,547	602			
			安井	栢ノ木線	200	8.34	1,469	77			
			水呑	福田線	800	58.79	10,810	2,313			
			猪鼻	段追線	500	82.34	16,119	4,095			
			質美(行仏)	一ノ谷線	300	195.06	34,628	12,029			
			水呑	松尾線	600	39.86	5,201	2,069			
			粟野	大谷線	700	33.85	5,604	1,756			
			妙楽寺	五条峠線	600	47.60	9,178	2,172			
			鎌谷下	森谷線	400	14.38	1,738	775			
			才原、広瀬	峰線	3,391	265.00	36,561	14,990			
			大籠、広野	大成線	3,000	175.33	25,682	8,756			
			坂原	塩谷長谷線	4,500	120.00	20,266	6,867			
			下粟野、細谷、仏主	月ヒラ老線	8,000	98.27	15,362	6,037			
【開設 前期 計】					26,600	1,248	204,324	65,747		15 路線	
開設	自動車道	京丹波町	安井	小坪線	500	31.64	5,302	1,425			後期
			水戸	六呂線	340	17.66	2,172	953			
			鎌谷奥	向井山線	800	86.67	11,295	6,307			
			橋爪	スゲ谷線	880	25.28	5,994	154			
			質美(北久保)	アスタ谷線	600	16.55	2,926	586			
			水原	東谷線	700	26.37	3,962	1,677			
			上粟野、仏主	北山線	9,500	344.63	72,917	19,032			
			坂原	坂原長谷線	900	66.57	10,154	4,622			
			坂原	出雲谷線	700	21.99	3,835	1,146			
			【開設 後期 計】					14,920	637	118,557	
【開設 計】					41,520	1885.13	322,881	101,649		24 路線	
改良	自動車道	京丹波町	升谷	升谷線	260	338.99	51,579	12,598			前期
			安栖里	荒倉線	1,000	86.33	17,941	4,121			
			出野、稲次	塩出線	200	95.21	16,800	5,300			
			坂原、中	大谷線	7	257.00	9,292	5,454		橋梁改良	
			升谷、下山、長瀬	丹波美山1号線	8,747	692.00	121,773	19,175		局部改良、法面保全、交通安全施設	
【改良 前期 計】					10,214	1,470	217,385	46,648		5 路線	
改良	自動車道	京丹波町	口八田	東谷線	1,027	43.99	7,032	2,585		幅員拡張	後期
			下山	長谷線	1,288	61.36	8,118	3,535		幅員拡張	
			【改良 後期 計】					2,315	105.35	15,150	
【改良 計】					12,529	1574.88	232,535	52,768		7 路線	
舗装	自動車道	京丹波町	升谷、下山、長瀬	丹波美山1号線	1,797	692.00	121,773	19,175			前期
【舗装 計】					1,797	692.00	121,773	19,175		1 路線	
【京丹波町 計】					55,846	4152.01	677,189	173,592		32 路線	
開設	自動車道	福知山市	苑原中	池谷線	1,200	77.02	8,388	6,193			前期
			額田(奥)、直見(副谷)、大油子、高内、日置	居母山線	4,000	131.63	33,522	4,619			
			小原田	ソリシゲ線	1,500	75.05	7,525	8,013			
			【開設 前期 計】					6,700	284	49,435	
開設	自動車道	福知山市	天座	登尾線	2,700	115.02	10,690	10,656			後期
【開設 後期 計】					2,700	115.02	10,690	10,656		1 路線	
【開設 計】					9,400	398.72	60,125	29,481		4 路線	
改良	自動車道	福知山市	大江町北原	大谷線	2,140	92.50	39,983	13,816		法面保全・局部改良	前期
			大江町北原	新大谷線	2,093	67.00	21,668	4,655		法面保全・局部改良	
			天座	灰谷線	5,090	189.00	4,976	9,503		法面保全・局部改良	
			大江町佛性寺	隣山線	1,660	149.00	22,603	7,515		法面保全・局部改良	
			中、池部	河谷・烏ヶ岳線	1,323	94.51	3,707	1,487		法面保全・局部改良	
			【改良 前期 計】					12,306	592.01	92,937	
【改良 計】					12,306	592.01	92,937	36,976		5 路線	
【福知山市 計】					21,706	990.73	153,062	66,457		9 路線	
開設	自動車道	舞鶴市	久田美(久田美)	石場線	800	57.01	10,773	2,311			前期
			大俣	梅谷線	860	41.85	3,615	4,422			
			大俣	深田線	270	23.45	2,052	1,994			
【開設 前期 計】					1,930	122	16,440	8,727		3 路線	
開設	自動車道	舞鶴市	大俣	洞中支線	590	6.58	470	414			後期
			大俣	樋尻谷線	340	9.24	1,395	340			
			大俣	赤石線	190	9.19	1,192	546			
【開設 後期 計】					1,120	25	3,057	1,300		3 路線	
【開設 計】					3,050	147.32	19,497	10,027		6 路線	
改良	自動車道	舞鶴市	三浜、瀬崎	三浜瀬崎線	9,200	744.70	9,337	38,829		局部改良	前期
			三浜、小橋、野原	三浜空山線	5,640	595.60	40,051	51,365		法面保全	
			上漆原	上漆原線	4,156	223.44	34,579	17,868		局部改良・法面保全	
			和江	和江線	2,966	149.74	24,808	9,911		局部改良	
【改良 前期 計】					21,962	1713.48	108,775	117,973		4 路線	
改良	自動車道	舞鶴市	三浜、瀬崎	三浜瀬崎線	9,200	744.70	9,337	38,829		局部改良	後期
			三浜、小橋、野原	三浜空山線	5,640	595.60	40,051	51,365		法面保全	
			上漆原	上漆原線	4,156	223.44	34,579	17,868		局部改良・法面保全	
			和江	和江線	2,966	149.74	24,808	9,911		局部改良	

別表 開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設拡張別	種類	位置		路線名	延長(m)	利用区域		有給国 有調林 道整 との 無の連	備考	開設拡張 の順 位	
		市区町村名	大字			面積 (ha)	材積(m3)				
							針葉樹				広葉樹
					21,962	1,713.48	108,775	117,973		4路線	
					43,924	3,426.96	217,550	235,946		8路線	
					46,974	3,574.28	237,047	245,973		14路線	
開設	自動車道	綾部市	睦合町(小田) 下原町	小田谷線 滝ノ宮線	1,300 1,800	76.02 170.02	13,709 37,451	4,632 9,566		前期	
					3,100	246.04	51,160	14,198		2路線	
開設	自動車道	綾部市	睦合町(浅原) 井根町 七百石町 睦合町(小田)	浅原線 山生谷線 カヤノ線 小田線	1,000 1,500 1,000 1,000	110.09 39.57 170.02 11.48	12,123 9,606 37,451 1,834	10,482 1,438 9,566 722		後期	
					4,500	331.16	61,014	22,208		4路線	
					7,600	577.20	112,174	36,406		6路線	
改良	自動車道	綾部市	五泉町(市志、五津合町 (大町、睦志、遊里、小仲) 睦寄町(鳥垣) 五泉町(市志、市之瀬)、老 富町(大唐内、栃)、光野町 忠町	君尾線 鳥垣線 泉富線 忠深山線	7,482 3,670 6,900 2,000	374.00 99.67 360.74 132.09	52,865 26,718 60,803 21,199	11,549 3,237 19,420 6,508	局部改良 局部改良 局部改良 局部改良	前期	
					20,052	966.50	161,585	40,714		4路線	
改良	自動車道	綾部市	於与岐町(中川原) 私市町(私市東) 八代町	於与岐ナル線 堂ヶ谷線 奥黒谷線	600 480 10	40.06 15.89 87.37	4,232 3,105 15,285	3,696 602 5,008	局部改良 局部改良 橋梁改良	後期	
					1,090	143.32	22,622	9,306		3路線	
					21,142	1109.82	184,207	50,020		7路線	
舗装	自動車道	綾部市	睦寄町(鳥垣) 五泉町(市志、市之瀬)、老 富町(大唐内、栃)、光野町 八津合町(竹原、山田) 物部町 物部町 別所町 物部町 志賀郷町 八津合町(日置谷、殿) 八津合町(日置谷、殿) 八津合町(日置谷、殿) 佃町 佃町 上原町 味方町 田野町 味方町 内久井町 中筋町 味方町	鳥垣線 泉富線 目白線 寺谷線 知坂線 別所滝谷線 知坂支線 狭間線 種ノ口支線 種ノ口奥線 片山線 中ノ谷線 鍋倉線 丸尾線 光谷線 笹谷線 光谷支線 石代線 宮ノ谷線 奥ノ谷線	3,670 6,900 400 300 400 760 100 200 300 100 200 100 100 100 100 100 200 200 200 300 200	99.67 360.74 59.90 26.77 26.79 10.72 7.47 5.54 10.44 6.56 14.82 12.57 6.39 11.50 13.89 18.85 13.89 10.72 22.64 11.50	26,718 60,803 11,907 2,453 3,609 1,025 1,181 701 2,535 1,154 1,668 1,476 422 1,757 1,744 2,650 1,744 1,025 1,786 1,150	3,237 19,420 3,500 1,843 1,041 714 183 315 240 315 1,124 858 586 568 553 1,016 553 714 1,331 559		前期	
					14,830	751.37	127,508	38,670		20路線	
舗装	自動車道	綾部市	釜輪町	後山線	1,100	88.42	11,722	7,043		後期	
					15,930	839.79	139,230	45,713		21路線	
					44,672	2,526.81	435,611	132,139		34路線	
開設	自動車道	与謝野町	岩屋 岩屋 滝	カズネ線 尼ヶ原線 鹿の熊線	1,100 1,000 670	32.36 58.58 63.78	2,170 11,448 6,447	3,037 1,280 3,256		前期	
					2,770	154.72	20,065	7,573		3路線	
開設	自動車道	与謝野町	石川 岩屋	浪江線 尼ヶ原線	600 1,000	62.15 58.58	6,272 11,448	4,559 1,280		後期	
					1,600	120.73	17,720	5,839		2路線	
					4,370	275.45	37,785	13,412		5路線	
改良	自動車道	与謝野町	与謝 与謝 滝 弓木、岩滝、男山 三河内	山河線 赤石線 深山線 成相線 奥山線	500 500 500 1,190 850	29.86 103.86 64.57 160.05 29.05	4,053 12,527 6,239 10,556 4,581	1,099 2,039 2,623 9,620 669	局部改良、法面保全 局部改良、法面保全 局部改良、法面保全 幅員拡張、法面保全 局部改良、法面保全、幅員拡張	前期	
					3,540	387.39	37,956	16,050		5路線	
舗装	自動車道	与謝野町	三河内	奥山線	850	29.05	4,581	669	局部改良、法面保全、幅員拡張	後期	
					850	29.05	4,581	669		1路線	
					850	29.05	4,581	669		1路線	
					8,760	691.89	80,322	30,131		11路線	
					65,940	3,284	552,462	190,975		45路線	
					93,441	7,091.06	765,185	391,760		32路線	
					18,577	1,560.84	265,584	65,557		23路線	
					177,958	11935.72	1,583,231	648,292		100路線	

由良川地域森林計画書
(由良川森林計画区)

令和6年1月23日

発行：京都府（農林水産部林業振興課）

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-5016 FAX：075-414-5010

